

T-Startup サポーター制度規約

(総則)

第1条 この規約は、T-Startup におけるスタートアップ企業に対するサポーター制度に関して必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本サポーター制度の名称は「T-Startup サポーター制度」(以下「本制度」という)と称する。

(目的)

第3条 本制度は、T-Startup 企業を含めた県内スタートアップ企業等に対して積極的な支援を行う企業を「T-Startup サポーター」(以下「サポーター」という)として登録し、サポーターの見える化、サポート内容の明確化を図ることで、サポーターとスタートアップ企業間の連携を促進することを目的とする。

(要件)

第4条 以下の要件を満たす企業、団体又は個人事業主をサポーターとして登録するものとする。

(1) 企業又は団体においては、約款、規約等により代表者の定めがあること。

個人事業主においては、別記に定める専門的な業務を行っていること。

(2) 県内スタートアップ企業等に対する支援が現実的に実施可能であり、その実施に当たっての担当者及び責任者が明確であること。

【県内スタートアップ企業等に対する支援の例】

ア 事業スペースの提供による支援

オフィス・製造設備・研修施設等の無償提供又は料金優遇

イ 支援プログラム・イベントの参加に対する優遇

ピッチイベント、アクセラレーションプログラム、展示会・見本市等

ウ 開発・実証実験への支援

以下の県内スタートアップ企業等との協業に対する相談窓口の設置・担当者の明確化等の積極的な協力。なお、自社製品の販路拡大等、営業目的ではないこと。

・自社製品・部品等を活用した協力、インフラ網や、顧客ネットワークを活用した協力、検証環境や解析機器の提供等

エ 専門家によるアドバイス

資金調達支援、知財戦略、人事労務等

オ ネットワーク構築支援

自社顧客の紹介、関係会社等の紹介、PR 支援等

(3) 以下に該当する場合には、サポーターとして登録することができない。

ア 代表者、役員、株主又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団、暴力団員に該当すると認め

られる者

イ 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意志のある者

(申請方法)

第5条 本制度のサポーターとしての登録を希望する者(以下「申請者」という)は、本規約の内容に同意した上で、Web上のフォームから申請を行うものとする。

(登録)

第6条 事務局は、申請者からの申請を受け付けた場合、申請者と面談(オンラインを含む)を行い、申請内容、面談内容を踏まえて登録の可否について判断を行う。また、事務局は申請者に対し、登録の可否について速やかに連絡するものとする。

(事務局の役割)

第7条 事務局は、以下の役割を担うものとする。

(1)登録されたサポーターについて、県内スタートアップ企業等に対し、Webサイトにロゴ掲載を行うなどのPRを行う。

(2)サポーターのサポート内容、窓口となる担当者及び連絡先を、T-Startup企業に対して連絡する。

(3)サポーター、T-Startup企業を含めた県内スタートアップ企業等からの申し出により、両者を必要に応じてマッチングする。

(サポーターの協力内容)

第8条 サポーターは、当地域のスタートアップエコシステムの形成を促進するために事務局が実施するスタートアップとの連携等に関するヒアリングに協力するものとする。

(遵守事項)

第9条 サポーターは、本制度への登録により知り得た秘密情報を第三者に提供してはならない。

(廃止)

第10条 サポーターが登録の辞退を希望する場合、事務局に申し出ることで廃止することができる。

(登録の取消し)

第11条 サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消すことができる。

(1)本制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき

(2)第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3)事務局から連絡を取ることが出来ない等、サポーターとしての継続意思がないと判断される場合

(4)その他登録を取り消すべき正当な事由があるとき

(期間)

第 12 条 本制度の認定期間は 2 年間とし、2 年に一度見直しを実施する。

(規約の変更)

第 13 条 事務局は、必要に応じ、本規約の変更ができるものとする。事務局は、規約の変更をしようとする場合には、あらかじめ変更内容をサポーターに通知するものとする。

(事務局)

第 14 条 この規約に関する事務は、富山県商工労働部地域産業振興室スタートアップ創業支援課が行う。

附則

本規約は、令和 4 年 11 月 2 日より施行する。

附則

本規約は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附則

本規約は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別記

弁護士
弁理士
司法書士
税理士
行政書士
社会保険労務士
中小企業診断士
公認会計士